

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

泉区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	泉区広告付き庁舎内フロア案内図・行政情報発信モニター他の設置									
内 容	泉区総合庁舎 1階正面入り口付近に、①誘導サイン、②区役所行事案内、③庁舎案内(各課業務案内、庁舎フロア図)④液晶モニターによる行政情報、⑤行政地図(泉区全図および泉区役所周辺図)を設置し、地下駐車場エレベーターホールに、⑥行政地図、⑦庁舎案内(各課業務案内)を設置し、広告事業を活用した機器の運用及び適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。									
	屋外広告物には該当しません。									
施設所在地(場所)	横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号									
施設の利用者数 ・利用者層	<p>泉区は人口約15万1千人(令和元年7月の推計人口)で、様々な世代の方々が、各種手続きのために区役所に訪れています。</p> <p>また、泉区総合庁舎には泉区市民活動支援センター「いずみ区民活動支援センター」が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。</p> <p><平成30年度区役所の各種事務手続き等件数></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各種事務手続き等</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明発行件数</td> <td>約23,000件</td> </tr> <tr> <td>国民年金・国民健康保険等受付件数</td> <td>約52,000件</td> </tr> <tr> <td>住民票、印鑑証明書等発行件数</td> <td>約77,000件</td> </tr> </tbody> </table>		各種事務手続き等	件数	税証明発行件数	約23,000件	国民年金・国民健康保険等受付件数	約52,000件	住民票、印鑑証明書等発行件数	約77,000件
	各種事務手続き等	件数								
税証明発行件数	約23,000件									
国民年金・国民健康保険等受付件数	約52,000件									
住民票、印鑑証明書等発行件数	約77,000件									
広告設置場所	泉区総合庁舎 1階 正面入口ロビー … 筐体A 地下 駐車場エレベーターホール … 筐体B									
設置スペース	筐体A : 縦2,100mm程度×横4,500mm程度×奥行200mm以内 筐体B : 縦1,500mm程度×横1,100mm程度×奥行100mm以内									
広告掲出 可能スペース	<p>設置機器の大きさは、上記設置スペースに収まるものとし、</p> <p>広告の掲出は筐体Aおよび筐体Bとし、広告の掲出面積は、筐体Aのコンテンツ表示面積の概ね1/4以内、筐体Bは1/5以内とします。</p> <p>①～⑤は1つの筐体に収め、②は43インチ以上の液晶モニター、④は49インチ以上の液晶モニターとします。</p> <p>※別紙「広告等掲出場所の設置イメージ」参照</p>									
広告掲出期間	令和2年3月1日～令和7年3月31日(5年間1か月)									
	<p>※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。</p> <p>(下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)</p>									

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和元年10月10日(木)～令和元年11月6日(水)
提案内容評価	令和元年11月上旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。時間等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和元年11月下旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和元年11月6日(水)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市にお支払いいただく広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) 筐体A・Bの施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、誘導サインの考え方 (4) 筐体A・Bにおける①～⑦の各コンテンツの面積比率または表示面積 (5) 筐体A・Bおよび各コンテンツのメンテナンス方法 (6) 市職員による表示用コンテンツの作成に関するサポート体制および操作のしやすさ（主に②行事予定表及び④行政情報等が対象） (7) 緊急時対応の考え方（情報等を表示するための内照式看板又は液晶モニター等の倒壊又はその恐れがある場合にどのように対応するか） (8) 放映する広告の営業方針 (9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（過去3年間の実績） (10) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）

■ 選定手続

評価項目 ・評価基準	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市にお支払いいただく広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。 (3) 筐体A・Bの施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、誘導サインの考え方 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、電源投入方法・盗難防止策等で、安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配慮がされているか。色覚障害者向けの配色、デザインになっているか。また、誘導サインは効果的なデザイン、配置になっているか。 (4) 筐体A・Bにおける①～⑦の各コンテンツの面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。また、広告表示に占めるスペースが妥当であるか。 (5) 筐体A・Bおよび各コンテンツのメンテナンス方法 表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。 (6) 市職員による表示用コンテンツの作成に関するサポート体制および操作のしやすさ（主に②行事予定表及び④行政情報等が対象） 事前および運用開始後に十分なサポート体制（研修、マニュアル、電話・訪問サポート等）が確保されているか。また、職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。 (7) 緊急時対応の考え方（情報等を表示するための内照式看板又は液晶モニター等の倒壊又はその恐れがある場合にどのように対応するか） 万が一、広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内が破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。 (8) 放映する広告の営業方針 市内・区内事業者の優先紹介など、区役所における広告事業を鑑みて妥当であるか。 (9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（過去3年間の実績） (10) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）
---------------	---

評価方法	<p>○泉区に設置する広告事業選考会において、広告企画書に記載された提案内容を上記評価項目・評価基準に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p>
------	--

	<p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果、同点の場合は、泉区広告事業選考会の会長が決定します。</p>
--	---

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
広告の制作等	<p>○掲出10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去、原状復帰等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可等	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(参考：月額3,100円/m² (最大幅×最大奥行)、令和元年9月現在)</p> <p>○設置期間中の設置機器に関わる電気代は、ご負担ください。支払い方法等については、別途調整します。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

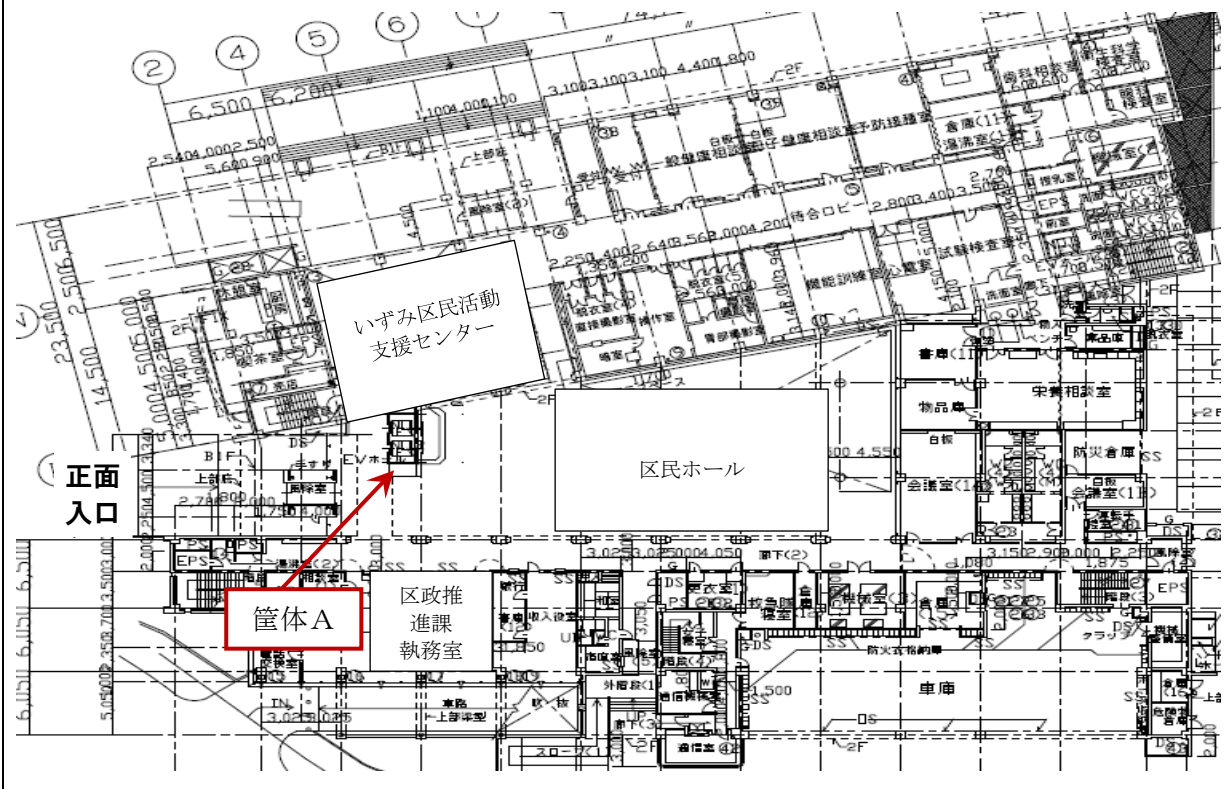
■ 申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市泉区総務課
所在地	横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
TEL/FAX	TEL 045-800-2313 / FAX 045-800-2505
Eメール	e-mail iz-yosan@city.yokohama.jp

■ 広告等掲出場所の配置図

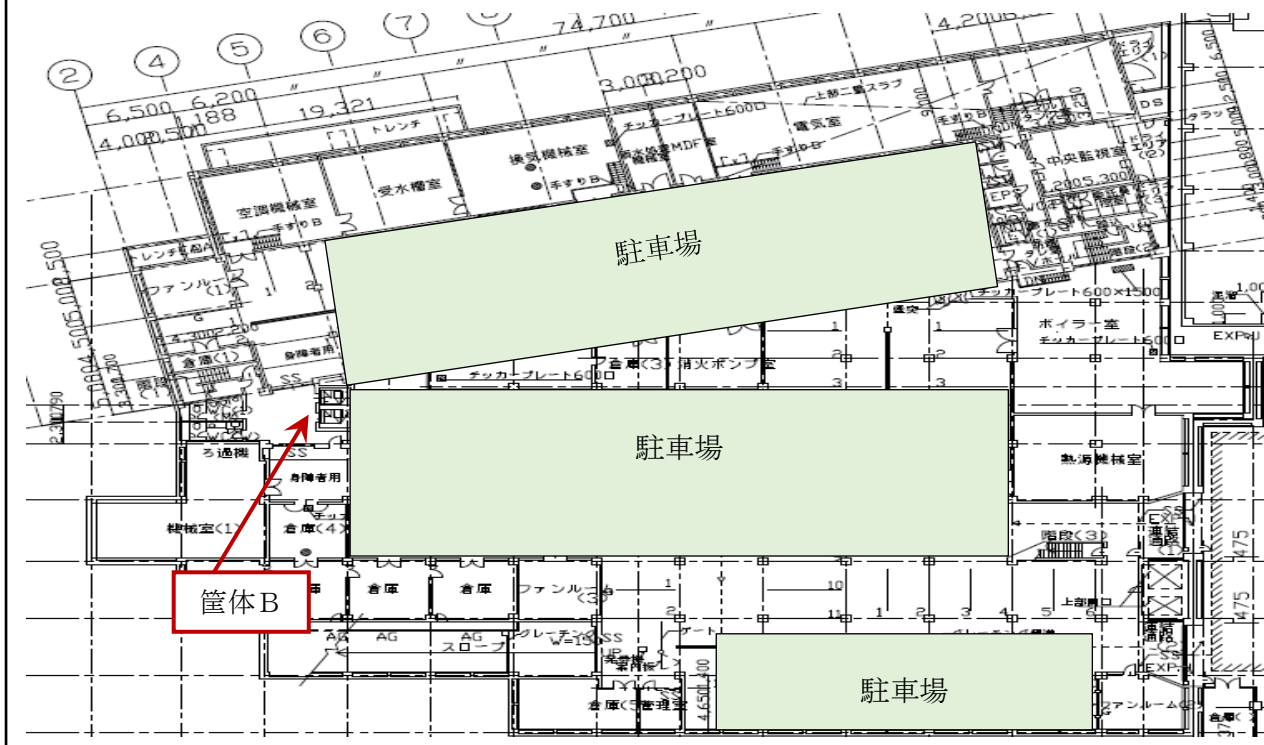
泉区役所 1階 平面図

筐体A



泉区役所地下1階 平面図

筐体B



■ 広告等掲出場所の設置イメージ
(筐体A：1階正面出口)



(筐体B：地下駐車場エレベーターホール)



※筐体Bに関しては、エレベーターホールの壁面を活用したものに限りません。
(分割設置可。エレベータードアの使用は不可)

広告企画書（印刷物・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	泉区広告付き庁舎内フロア案内図・行政情報発信用モニター他の設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）